

大蔵委員会議録 第十号

昭和二十八年六月二十七日(土曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 千葉 三郎君

理事 淺香 忠雄君 理事 吉米地英俊君

理事 坊 秀男君 理事 内藤 友明君

理事 佐藤 次郎君 理事 島村 一郎君

有田 二郎君 大平 正芳君

黒金 泰美君 藤枝 泉介君

本名 武君 小川 豊明君

大原 貞次郎君 春日 一三君

平岡 忠次郎君 福田 超夫君

出席政府委員

大蔵政務次官 愛知 揆一君

大蔵事務官 渡邊 喜久造君

(主税局長) 大蔵事務官 阪田 泰二君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 河野 通一君

(銀行局長) 委員外の出席者

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

六月二十六日

金管理法案(内閣提出第五五号)(参議院送付)

資産再評価法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二〇号)

産業投資特別会計法案(内閣提出第一一三号)

石油関税の減免措置延期に関する諸願(小川平二君紹介)(第一七六二号)

同(岸田正記君紹介)(第一七六三号)

揮発油税軽減に関する諸願(岸田正記君紹介)(第一七六四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

有価証券取引税法(内閣提出第二七号)

納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第三一〇号)

砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

富裕税法を廃止する法律案(内閣提出第三三三号)

登録税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五五号)

揮発油税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六六号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七二号)

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三八三号)

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九四号)

国税徴収法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇六号)

国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律案(参議院提出 参法第一号)

地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案(内閣提出第一二二号)

塩業組合法案(内閣提出第一二二号)

信用金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律案(内閣提出第一四四号)(参議院送付)

一般会計の歳入の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案(内閣提出第三四四号)

昭和二十一年度における一般会計、帝國鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律案の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

木船再保険特別会計法案(内閣提出第四四四号)

社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律案の一部を改正する法律案(内閣提出第四八八号)

国有財産法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四九五号)(予)

証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九〇号)(予)

金管理法案(内閣提出第五五号)(参議院送付)

國幣復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案(内閣提出第五五五号)

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案(内閣提出第七二二号)

証券投資信託法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八八号)(予)

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三三号)

国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四四号)

閉鎖機関令の一部を改正する法律案(内閣提出第九四四号)

保険業法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八五五号)(予)

鉄道債券及び電信電話債券等に係る

債務の保証に関する法律案(内閣提出第九五五号)

昭和二十八年年度における特定道路整備事業特別会計の歳入の財源の特例に関する法律案(内閣提出第九七七号)

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案の一部を改正する法律案(内閣提出第九九〇号)

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律案の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号)

○千葉委員長 これより会議を開きます。

本日(日)程に掲げました有価証券取引税法外三十三法案を一括議題として質疑を行います。なお政府委員としていたしました愛知政務次官、河野銀行局長、阪田財政局、並びに説明員としておられます吉特殊金融課長が出席しておられますから、これらの諸君に御質問を願います。質疑は通告順によつてこれを許します。本名君

○本名委員 ただいま議題になつております国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律案の一部を改正する法律案について、大蔵当局の御意見を承りたいと思つて、これは参議院の議員提出法案になつておりまして、提案理由を先日承りましたが、この理由といたしましては、いすれも私ども了承のできるものでございまして、たゞ、他の国の所有する物品とこの理由を比較いたしますときに、必ずしもこの理由だけでは納得できないように思われるのであります。と申しますのは、理由のおもな点は、生産に相当期間を必要とするということをつたつておられます。それからまた、以前にはこの法は、北海道などにおいてには、国有林などの払下げは二箇年も延納を認めたとおられる理由が述べられておるのであります。事情をつまみに調査いたしました結果、これらの理由がどれもまづたく適切であるということをお私に確認いたしました。けれども、今日の林業、特に国の財産である国有林をもつて林業を営む者は、単に営利を目的とし、あるいは自己擁護の立場からだけこの業体を維持しようとしておられるという観念は、當つていないのではないかと考へるのであります。もういままさら申し上げるまでもなく、国有林の木を切るという一つの一番の目的は、何といつても国土の保全でなければならぬ。従つて森林の育成を目的としなければならぬ。森林の再生産を目的としなければならぬ。再生産地から考へまして、まず業者のために木を切るのではなく、あるいは需要者のために木材を生産するのでなければ、国土を保全し、森林の再生産のために木を切つて行くのだという考え方に立つて、私はこの処置を考へて行きたいと思つておられます。実はこの問題は、終戦直後からいろいろと行きたれてきた問題であります。今日議

員提出法案として提案されたというところは、むしろおそきに失している。けれども今回提案されたからには、これに対する大蔵御当局の御見解もあろうと思ひます。いづれにいたしまして、半年の延納を一箇年に延ばすのであります。林野特別会計を初めとして、予算関係の操作に支障があるかないか、それらの点についてこの法案に對する大蔵当局の御意見を承りたいと思ひます。

○愛知府委員 ただいま本名委員からお尋ねのありました件につきまして、私もその御趣旨はよくわかるのでございまして、この提案者の御説明は、われ／＼としてごもつともだと思つてあります。同時に反面におきまして、ただいま本名委員御指摘のような考え方をとらなければならぬという点もございまして、またこれは見方によれば、狭い財政当局という立場からこれをどういふふうにか考へるかというところを申し上げますと、一年間に延納を延ばすということになりますと、たとえば会計年度としては、二つの会計年度にわたつて取納が行われるということになるような点から言へば、財政当局としてはあまり歓迎ができません。たゞ昭和三十八年度の國有林野特別会計の歳入は三百六億と一億見積つておりますが、この延納が一箇年になつて、明年度にまたがるということになりますと、多少その見積りに変更を加えなければならぬというような点も出て来るかと思つております。その額は大了したことはないと思ひますけれども、今申しましたように、純粹に財政当局という狭い立場から

言へば、必ずしも賛成ができないというところがあるものであります。ただ私も、提案者が御説明になりまされたように、また本名委員からも御指摘がありましたように、国土保全という関係から考へるといふような大きな立場から、また戦争前から来ておりました債権等に比べて参ります場合に、あまりやかましいことは財政当局としても言わずに、これは大局的に御承認した方がよいのではないか、こういう態度でございまして、その点は、前国会のときにも実は参議院はすでに通過して、当衆議院の大蔵委員会も、解散前ではございまして、もちろん全会一致で御承認になりました。その御承認になりますときの経過から申しましても、今私が申し上げたような気持で大蔵省の意見を申し上げたような次第であります。

○本名委員 ただいまのお話によりまして、大体三百六億円の森林収入を見られる。実際は三百六億でしようが、私の調べたところによりまして、これはもちろん今後の処分のもので大半を占めますので、数字的的確な摘出はできませんが、大体三十億前後のものであると思ひます。特に林野特別会計の借入金の一部の操作で、これらの問題は解決でき得るようにか考へられるのであります。しかし今の御意見を承つておきますと、大体において大蔵当局も御了承をいただけるというふうには理解いたしたいと思ひます。そうしますと、本法の第四条によりまして、各省各庁の長は、この延納の特約をいたしますときは、この延納の期間は一年の二で半年を一年に変更いたしましたので、この延納の一年以内の期間並びに

担保あるいは利率等について、大蔵大臣に協議することになつております。この協議をいたします場合に、先ほど申しました林野特別会計の金繰りの上から、あるいは財政当局の金繰りの上から、借入金の返済を強要したために林野特別会計がまかない切れないうような事態が起りまして、せつかく一年に変更したこの法律も無意味になるのではないかと心配が起きて来るのであります。そこで私は、この一年に変更いたしました期限というものは、あくまでも財政操作の上において堅持できるように、しかも金額におきまして全収入の一割前後のものであります。この点については必ず一年を認めるといふ御確信があるかどうかということ

を承りたい。

○愛知府委員 すでに申し上げましたように、この法律案が法律として制定せられます以上は、この法律の趣旨を遵奉して参らなければならぬと思ひますので、第四条で、大蔵大臣は、協議を受けましたときは、一年の延納を認めるという趣旨をあくまでも通して参りたいと思ひます。特に歳入の關係等から、大蔵省だけの都合でせつかく延びることができておきますものを阻止するようには考へるべきでない、こういうふうにか考へておきます。

○本名委員 これに関連いたしまして、もう一つ承りたいのであります。きよは林野関係の方はお見えにならないようですが、今日までこの法律によつて協議されました内容のうち、立木でなくして伐採して製品として、素材として売り出す物品がござ

います。これは二箇月間の延納を認めておるのであります。これは詳しく申し上げなくてもすでに御承知の通りでありまして、立木と違ひまして、回収の期間は割合に早いのであります。同時にまたこれらの製品は、市場価値をそのまま姿に現わしている品物でありまして、一年間は必要ないのであります。現在協議の上きめられておりました三箇月を六箇月にお延ばしになることはいかがですか、御意向を承りたいと思ひます。

○愛知府委員 実はその点につきましては、林野当局と大蔵省当局との間の話がまだ的確にまとまつておりませんので、明確にお答えすることができないのであります。趣旨から申しますれば、三箇月を六箇月にするという程度であります。大した異存はないのでないかと考へておられますが、なお阿事務当局間で十分折衝いたしまして、はつきりした線を出したいと思ひます。

○本名委員 大体御意向はわかりました。なおこの製品の処分につきましては、もちろんバルブ原料でありますとか、あるいは建築材であるとかいろいろございまして、今日一番業界で要望いたしておりますのは、輸出原料を中心といたしまして、高度の加工を必要とする原料であります。非常に輸出の不振の折から、あるいは高度の加工を要請されている折から、現実は遅々としてな／＼進んでおられます。従ひまして、回収その他の面においても非常に不便を感じておられます。ぜひこれは六箇月に御実行いただけるように、つけ加えてお願いを申し上げます。

次に、銀行局長にお尋ねいたします。ただいま提案されております信用金庫法の改正案の中に、金庫という名称を使うことはまぎらわしい、従つてそれらの名称を使つていない金融機関には、これからは名称を使えないようにすることがうたわれておられますが、今そのまぎらわしいそれらの名称を使つて金貨業をやつておられる会社なり、あるいは店舗とかいう経営体の数が一体どのくらいあるか。それからまたそれらのものが扱つておられる金額はどのくらいあるか、それらのことをあらかじめ調べの上でどういふふうな処置をおとりになるのらうと思ひますが、もしおわかりになりましたら、お知らせ願ひたいと思ひます。

○河野(通)府委員 現在金庫という名称を使つておられます貸金業者は、ちよつと正確なところはわかりませんが、大体五十二、三と覚えております。会社の数は五十二、三あります。御承知のようにこれはたくさんな店舗と申しますか、支店を全国に持つておられます。これらの数を入れますと、おそらく千近くなるのではないかとと思ひます。この点も、御承知のように貸金業者は届出制度になつておりますが、実際支店を置きましたも、届出を参つておらないのが相当ございまして、そういう違反の行爲もありません。その確かなところはわかりませんが、おそらく千に近いものが数あるのではないかと、これらが、いなかにおきまして金庫という看板を大きく掲げますために、それが正規の金融機関とまぎらわしい状態を起している、つまり弊害が多くなつておられることは確実な事実であります。従ひまして、どうしてもその

二

弊害を除くことが必要であろうと思つて、この法案を御提出いたしましたのであります。

次に、これらの金庫という名称を使つております貸金業者等の資金量であります。御承知のように貸金業者の資金量は、元来預金を預かることが認められておらぬ貸金業者でありますから、これも的確には実はつかめないものであります。最近数社の検査をいたしましたところ等から推測いたしますと、これらの名前を使つておりますものうちで、大きいものは、おそらく一社で十数億の資金量を持つておると思ひます。これは非常に雑多でありまして、何とも申し上げかねるのであります。小さいものでもやはり数億、一億に近い意味の数億程度は持つておるのじやないかと思ひます。それでありまして、これを合せますと、資金量として百億は越えておる。ただこれは、先ほど申し上げましたように、預金を取扱つておるのでありますから、私の方では正確な数字はわかりませんが、おそらく百億は越えておるのじやないかというふうに考へております。

○本名委員 この問題は、先般来他の委員の方々からいろいろ御質疑があつたのですが、今日の中小企業、零細企業が、個人の創意の上において幾多の改善する方途をみずから講じなければならぬ段階にあることは、十分私は承知いたしております。けれども、金庫を初めとし、今日問題になつております株主相互金融などの問題もそうでありまして、どうも苦しくなつて仕方なしに飛びついて行く、この機關を

単に名称を変更することか、あるいはそれらものをなくすることによつて彼らが救われるかどうかというところが、まず問題だらうと思つております。これに對して百億程度のものであるから、こんなことは影響ないのだと言われればそれまででありますけれども、これらの具体的な処置については、一応あつてまわしといたしまして、政府のほんとうの腹の中を伺つてみたいと思つてあります。

まず中小企業の生成と申しますか、今日の姿は、私が申し上げるまでもなく、未熟な資本主義のもとにおいて、その資本主義のからの中で一応育ちかけてはいたのであります。特に大東亞戦争なり、あるいは終戦後の諸般の變化によりまして、依然としてその芽がふき出ないでいる実情にありまして、これらのものに対する国の金融対策というものが非常に稀薄である、熱意に欠けておるというところは、もうやがましく言われております。従ひまして、今回政府が考へておられるところの中小企業金融庫法であるとか、あるいはまた国民金融庫法の改正であるとか、その他これに関連いたしまして、信用保証法とか、信用保証協会法といふような法案を用意されているようでありまして、これだけの法案を用意され、しかも金庫の百億くらいの金をまわしてみたいところだ、なか／＼、実際に国民の渴望しております中小企業の生命の維持はできないというふうに考へられるのであります。これは終戦直後におきまして、あの大東亞戦争によつてわれ／＼の産業設備も、資本の蓄積も、あらゆるものが荒廢に帰した。その結果として、重要産業に基点を置

いて、傾斜生産方式をとられたことは一応うなずけるのであります。それに連なつていふゆる金融の面も傾斜金融方式をとられて来た。しかし今日の段階においては、ややもするとこの傾斜度が増す／＼はげしくなつていっている。はなから、私は今日の場合、あくまでも基幹産業に關連しての中小企業の生成発展がなければならぬと思つて、なか／＼もかかわらず、もしその傾斜が逆に急角度になつたとするならば、これはまことに遺憾のきわみであります。そこで政府は、この傾斜金融方式というものを對して、一体今後どういう考え方で臨むのか、すなわち中小企業に對して、基幹産業との關連をどう考へて金融操作をなさるか、そのことについてちよつと伺ひたい。

○河野(通)政府委員 お尋ねの点にお答えいたします前に、金庫の名称を使つて非常に弊害があるという点は、実は授信の面ではないのであります。つまり金を貸す面ではないのであります。受信と申しますか、金を受ける面におきまして、お尋ねの通り、つまり地方事情に詳しくない方々は、金庫という看板を出しておきますと、信用金庫であるとか、あるいは預金を扱つていふ金融機関と思つて金をそこへ持つて行かちである。言葉は非常に悪いのですけれども、貸金業者自体もそれがある程度利用するといつたようなことがあるので、金を受ける面におきまして、弊害を私どもは痛感しておりますから、こういう措置をとつたのであります。

それから中小金融の一般の問題につきましてはお話のように、どうも経済情勢のいろいろ／＼なしが中小企業に

寄せられるということは、事実としてあると思ひます。私どももできるだけそういつた事態に應じて、中小金融につきましては、努力を重ねて参らなければならぬと思ひまして、従来からもやつておりますが、今後においてもできるだけ努力はいたしたいと思つておられます。ただ問題は、金融ということに相なるのでありますから、そこにはおのずから金融としての限界がやはりある。中小金融の問題として私ども考へておりますのは、一般の中小企業を取扱ふべき普通の市中金融機関が、できるだけ資金を集めて中小金融に努力するように努めさせることが第一点。政府の関する限りにおいては、中小企業の信用を補強するという措置をできるだけ拡充して行く。これは御案内のように、信用保証協会の制度を近く法制化したためために御提案申し上げるつもりであります。もう一つは、措置、あるいは、中小信用保証制度を拡充いたしまして、できる中小企業の信用を補強する。そういうた保険制度なり保証制度を活用することによつて、金融がつきやすくして行くということが、政府として考へて参らなければならぬ第一点だと思ひます。

それから第二点は、これはたび／＼言われておることではあります。一般の市中の金融機関ではなか／＼調達ができないような中小金融につきましては、財政の許す範囲内において財政資金を投入する。そのためには、中小金融のための特別の政府機関も現在にできておりますし、また本国会にも中小企業金融公庫法の御提案を申し上げておるようなわけでありまして、これらに對して、財政の許す範囲内において

できるだけ多額の財政資金を投入する、こういう努力をいたして参りたいと思つております。

なお政府資金の問題といたしましては、たび／＼話が出ております。よ、政府の国庫余剰金の預託の制度を、財政取支の許す限りにおいて活用して行くという方針を従来もとつておりますし、今後も国庫収支の見通しの許す限りにおいては、これらの問題を活用して行くように今後も努力して参りたいと思つております。

第三点は、基幹産業と申しますか、大企業と、その下請け關係に於いておる中小企業關連産業と申します。が、そういうものとの間の金融的系列をどうするかという問題であります。この点は、従来からたび／＼問題もありまして、大企業に對しては、市中銀行を通じてできるだけ中小企業に對する支払いの促進をはかるように努めさせて参つております。また関連いたしております企業につきましましては、企業、つまり基幹産業自体の保証とか、その他の／＼な中小企業に對する信用を裏づけるような方法をとることによつて、中小企業自体の金融が円滑につくように、そういう配慮をするようにというところで、市中銀行等を通じて促進をはかつて参つております。ただ問題は、中小企業全体の中におきまして、基幹産業と關連いたしておりま事業といふものの分量は、必ずしも多くはないのであります。中小企業にはそういうた關連のないものも相当あるわけでありまして、これらの金融も決してないがしろにするわけに参りませんので、これらの問題につきましましては、大企業とのつながりにお

いてではなく、今申しました中小金融全体に対する私どもの考え方をさらに一層進めることによつて、この問題を解決するよりほかに、かように考えておる次第であります。

○本名委員 非常に御苦心、御努力なさつておられることはよくうなずけるのですが、実際さつき申し上げた通りに、基礎産業の振興を期すことが、日本の経済自立の何よりの要諦であるという根本的な考え方に立つておられることだけは、間違いないと私どもは判断しているのです。それが必ずしも悪いと申し上げるわけではありませんが、ただその場合に、せつかくこれまで御苦労なさつておられる中小企業の金融対策というものは、いつもつまづかせるような対策ばかり立つておられる。というものは、たとえば先ほどお話をいたしました金庫法の改正にしても、従来のまぎらわしい名称そのものよりも、預金が悪いということに對しての監督、取締りをどうしたらいいかと、支店の設置を届出していないものがあつたということがわかつたら、その都度それを始末して行けば、それほど大きな騒ぎを—わずかに百億の金にしてみただけで、これに關係する國民の数は相当なものだ。これから起きるところのこの恐慌的な感情というものは、これは必ずしも軽視することはできない。これはほんの一例でありますけれども、せつかく御苦心なさるならば、やはりあとになつてからこのような対策をとつて、しかも混乱に近い状況を生ませるようなことをなさらないようになつていただきたいということを、念願いたします。

そこで次に、私どもの最近国会の論

争の焦点であるところのMSAの問題でありまして、この中小企業に及ぼす金融上の処置と申しますか、それらのことはおそろくまだ御検討なさつてはおられないと思ひますけれども、一応感じの上でけつこうですか、政務次官から御意見を承りたいと思ひます。

○愛知政府委員 これはなか／＼せずかしいお尋ねでございます。実は昨日発表になりましたような経緯で、MSAと、これからの政府のいろ／＼な施策ということについては、実は私もより／＼非公式には検討いたしておりまして、まだはつきりとは大蔵省としてもどういふ成行きになるか、どういふことをやらなければならぬか、また中小企業に對しては、どういふような関連に對しては、どういふ手を打たなければならぬかという点については、まだ研究が未熟でございます。申し上げる段階に至つておられないような次第でございます。

○本名委員 とにかく予算でようやく大騒ぎを始めたことですから、それこそ中小企業のところまではお考えが及ばないのが当然だろうと思ひます。そこで先ほどの問題もそうでありまして、MSAの処置に對する中小企業への金融的に関連ということも、今からお考えになつておいて決して早過ぎはしないと思ひます。と申しますのは、私はやはり政務がせつかく心配される中小企業の金融対策というものは、あくまでも中小企業の振興のためでなければならぬ。ひいては國民、庶民の繁栄のためでなければならぬということ、申すまでもありませんが、それを直接お取り扱いになる方方の心構えが、かなり中小金融の円滑

を阻害している点があるのじやないかと考へるのであります。非常におもしろくない例を申し上げて恐縮ですが、これは場所、人その他を省略いたしました。先般も国税庁關係の選挙違反のお話がありました。ある中金の關係者が、先般の参議院に立候補されました。そのときに中金の出店では、今度これ／＼の人間が立候補した、お前の方はぜひ何票働け、働かされれば、今後融資を考へる。座談か雑談か何か知りませんが、これはまだ一応見のがせませんが、さて選挙が終つて、協同組合が手形を持つて割に行つたところが、この手形は少しあつたまわしにしたらどうか、こういうことを言われた。これは私はじやうだん話かほんとうかは知りません。もしじやうだんであるとするならば、これはまことに無礼なじやうだんである、許すことのできないじやうだんだ。もしほんとうであるとするならば、選挙法その他の法律によつてこれは取締らなければならぬ。それでじやうだんだといつたしまして、金を借りたいこの感情を利用して、金を貸す方の側がそれを票を獲得する手段に用いたということ、個人金融機関ならいざ知らず、公の金を扱う金融機関がそういう態度でいるということでは、いつまでたつてもせつかくの親心の政府の金の貸出しが正しく行われないのではないかと。私はここで選挙問題を取上げて、事件にしようとも問題にしようとも考へておるのであります。要するに、國の大切ないろ／＼の金を扱う機関がこのよう態度でいるということ、これは政府としてもその通りであります。借り

る中小企業者にとつては不幸でなければならぬ。これらに對して、今後選挙等に限らず、いろ／＼な面でおそらく問題があるかと推測されます。單なる推測で終ればけつこうですが、事実もしそういうことがありとするならば、—実は私二、三用意はいたしておりますが、しかしそれを追究する段階でないと思つたので、ひとつ中央から、特に大蔵当局から關係機関に對して嚴重なる訓告を与えていただくべきです。この間も国税庁長官は、会合のたぎに、選挙違反のないように、間違いないように話している、あるいは文書をもつて伝達してあるということですが、話したり文書をもつて伝達したりするくらいで、こういう問題は解決できないということ、おわかりのほどであります。こういうたつた気持を改めるといふ御意思は、もちろんあるはずですが、あるはずですが、どういふ方法でこつた取扱者の態度を改めるといふお気持か、それをちよつと伺いた

○河野(通)政府委員 今お話を、かりにそういうことが事実であるとすれば、少くとも違法であるかどうかは別として、適當でないことはもちろんであります。今お話をすることにつきまは、私どももいたしまして、そういうことのないように注意はいたして参つておられます。ここから先は、はなはだ弁解みたいなことになりまして、多々ございまして、私どもが一々その首にひもをつけて監督するということもございまして、間々そういうやうなことが起つて来るやうなことがあるという

ことは、非常に残念だと思ひます。これは私ども口をすつばくして、金融機関という公共性からいつて、不正な行為があつては實際いけなないということは何度も機会あるごとに申し上げておるのであります。これらの点につきましても、数の多い中には、間々そういう遺憾なことが起つて参ります。これは私ども取締りの地位にある者として、はなはだ残念に思つておられますけれども、今申し上げましたように、数多いことではありますので、私どもとして、なか／＼そこまで手が及ばないという点もございまして、しかしさればといつて、これを放置していいということを決して私申し上げるわけがござい

○本名委員 せつかくの大巨初め本省の御苦心なさつた金でありますから、有効に正しく使えるように、一層御努力をお願いしたいと思います。

それからけさの新聞を見ますと、例の株主相互金融の記事が大々的に出て入つたということでありまして、大蔵省としては、業務改善を目的として警告を發したということでありまして、その後何か監視行との関連に對して、大蔵省のとられた措置がございまして、伺いたい、それから実際に新聞の報じているやうな、ああいう急激な、しかも手荒なことをやらなければならぬ段階にあるのか。単に第七条あるい

こと、非常に残念だと思ひます。これは私ども口をすつばくして、金融機関という公共性からいつて、不正な行為があつては實際いけなないということは何度も機会あるごとに申し上げておるのであります。これらの点につきましても、数の多い中には、間々そういう遺憾なことが起つて参ります。これは私ども取締りの地位にある者として、はなはだ残念に思つておられますけれども、今申し上げましたように、数多いことではありますので、私どもとして、なか／＼そこまで手が及ばないという点もございまして、しかしさればといつて、これを放置していいということを決して私申し上げるわけがござい

○本名委員 せつかくの大巨初め本省の御苦心なさつた金でありますから、有効に正しく使えるように、一層御努力をお願いしたいと思います。

は第六条の違反だけであるか。あればどの処置をとらなくても、何かほかの方法はないか。これも先ほど申し上げました通りに、株主相互金融の内容について善悪をいう前に、やはり借りてくる者の身になって、一応大蔵省はそういう処置をとられたのか。そうしてきよりの新聞の発表のような、あの警視庁の手入れというものは、大蔵省と話し合いの上でなされたのか、それをちよつとお聞きしたい。

○河野(通)政府委員 大蔵省といたしましての措置は、きよりの新聞で御承知のように、預かり金禁止の規定に反しておきます貸金業者に対しては、厳重なる警告を發し、今後これが改善せられませんか場合には、金融秩序を維持するという観点から、非常に私は遺憾と思つたので、今後は厳重なる行政上の取締り措置をとる。この方針は、先般去る三月の前国会のときに、私から申し上げた線を強力に進めて行くつもりでございます。それから昨日の夕刊でありましたか、貸金業者、株主相互金融会社の四社ではあります、警視庁が検挙したというところが出ておりましたが、この問題は、私どもとは全然関連ございません。私どもからそれらのものについて通報いたしました事実もございませぬし、現に今検挙されたと新聞で報道いたしておられますが、ちよつと伺います。検査も実は実行いたしておられます。内容につきましては、的確なことは私もまだつかんでおりませんので、この問題については、偶然に大蔵省の措置と時期を同じゅうしたということはありませんけれども、私どもの関連は全然ございませんので、御了承いただ

きたと思つておきます。○本名委員 そうしますと、大蔵省として、先般警告を發したということ以外、先般も進んでいないということですが、このことについて、もう少しいろいろ伺いたいのですが、専門家がたたくさんおられるので、私はこの程度にして、いづれまた機会を見て質問することにして、質疑を打ち切ります。○千葉委員 問題に關連いたしまして、黒金君から質疑の通告があるので、これを許します。○黒金委員 ちよつと伺いたいと思うのですが、けさの新聞を拜見しますと、今お話のありましたような警告が出ておるようですが、これはいつ出たものなんですか。○河野(通)政府委員 警告は昨日出しました。○黒金委員 実は私きよ、こちらに参りまして、これだけ三年越しにもみましても、また今回の問題につきましても、当委員会において委員長を中心にしている、お話しが、あつた、いろいろ御配慮のあつた問題でありますので、当然に大蔵御当局から昨日ごういような措置をした、内容かくのごとくし、という御報告があつてしかるべきものと思つて、実は今かくとお待ちしておつたのでありますが、今までございませぬもので、関連して伺いたいと思つて、どういふ内容の御処置をなさいますか、ちよつと伺います。○河野(通)政府委員 はなはだ御報告が遅れて申訳ないのでありますが、かねてこれは黒金さんも御承知のように、当委員会の問題になつておりました、いろいろな会合で、委員会のほか

の方の御意見も十分に承りまして、その上で今申し上げましたような措置をとつたのであります。警告の内容は、主として貸金業法第七条に、貸金業者は、預かり金目をもつてするを問はず、預かり金をしてはならないという預かり金禁止の規定がございまして、これは貸金業取締りに關する法律の中で一番の根幹をなす規定なものです。この規定に違反をしておることが検査の結果はつきりいたしましたので、この違反をすみやかに直せ、それから今後反を繰り返さない、そういう違反行為を絶対にやつてはならない、そういうことを警告いたしました次第であります。なお今後さらにそういう改善がでない場合には、業務停止その他の行政措置を考へなければならぬ場合が起つて来るから、この点をよく含んで善処するようになつて、こういう警告を發した次第であります。

○黒金委員 たいだいまのお話でございますが、何か新聞で見ますと、三月以内に改善しなければ、営業停止をするというふうなことが、ちよつと出ておつたように思いますが、そういうことはございませぬか。○河野(通)政府委員 三月以内に改善をしなければ、この警告の追つておられません。私どもは、この警告の追つておられて、なお整理の計画をすみやかに立ててこつちへ申し入れてもらいたい、及びその計画に従つて整理をいたして参つたその整理の結果を、時々毎月報告をもらいたい、こういうこととは言つてあります。三箇月以内に整理を完了するようになつて、こういふこととは言つておりませぬ。○黒金委員 実は今、そういうふうな

期限でも付してありますれば、せつかく御方針をお示しになつて、正道に立ちもどしてやろう、また業者の方も、いざわその親心に感激いたしまして、これから正道に立ちもどらうというところ、非常に無理な期限をつけたら、また実質的に行い得ないような方法で御方針をお示しになつたのでは、實際問題として今すぐに停止するのでは、いかに結果になつてしまふのでは、いかに、かような点を懸念いたしましたので、同つた次第であります。せつかくの親心をお示しになりましたので、何とか現在の者たちが救われて行くように、ちよつと全休が取られて参ります。○千葉委員 閣下質問として岡平君に質問を許します。岡平君。○岡平委員 銀行局長にお願ひします。労働金庫についてでございますが、たいだいま社会党の方の対策委員会での見通しでは、労働関係法案が非常に山積してある。すなわち公労法、地公法、港灣労働法、珪肺法、スト規制法等、とても七月末まで全部この山積した法案だけで手一ぱいだらうという見通しなんです。従ひまして、労働金庫法はこの国会にとつても間に合はぬと思ふのです。しかもまた参議院の提案目身もなされていらないような現状では、信用金庫法の一部を改正する法律案と関連して、ちよつと無関心でおられると思つて、そこで信用金庫法の一部を改正する法律案と、今の労働金庫法がどういふ今度提出されないのであるという見通しとの関連において、この労働金庫の名称の問題につきましても、銀行局長の善処方を要望もする

し、その見通しにつきまして御所信をお伺ひしたい。○河野(通)政府委員 この問題は、先般も春日さんからいろいろ御注意をいただいた問題であります。その際にお答え申し上げたのでありますが、私どももいたしましては、労働金庫法ができるだけ早く通つて、そういう名前が購れてお申しますか、使えるようになることを期待いたしております。もし万が一今お示しのように、労働金庫法が通らない場合におきましては、いろいろ御意見はあるかと思つて、私は労働金庫に限つて金庫という名前を使えるというふうな例外規定をこの法律で置くのは、実情はよくわかりませんが、いかかというふうな私に考へておられます。そういたしますと、結局どこで線を引くかという問題になつて参りますので、できませぬならば、やはり正規の特別法がつくられることによつて、そういう名称を正式に使えるようになることに、私どもとしては期待をかけるということ、現在の段階では申し上げるよりほかにないのであります。

○岡平委員 単に期待してということでは逃げられては困る。大体この間の春日氏に対するあなたの答弁は、労働金庫法が成立することを期待するということ、逃げられておられるけれども、今申したように、労働関係の法案が非常にたくさんありまして、とても、労働金庫法が上程されても通過するまでに至らぬという見通しなんです。ですから、この労働金庫法が通らぬという前提において、銀行局長の善処的な御意見を伺ひたい。○河野(通)政府委員 たいだいま申し上げ

て、銀行局長の善処方を要望もする

げましたように、残念ではあります
が、労働金庫法が通らない場合におき
ましては、実情はよくわかりますけれ
ども、ここで労働金庫に限つてこの法
律の適用を除外するということは、遺
憾ながらむずかしいのじやないかと考
えております。

まなおこれは説明にもなりませんけれ
ども、六箇月の猶予期間もございま
すから、その間にでもなるべく早くその
法案を御通し願うということになれ
ば、問題は解決するのじやないかと思
います。

○春日委員 この金庫の文字を制限し
ようということ、庶民金融を助長育
成するためなのか、それともまた信用
金庫業者から猛烈な陳情を受けたか
ら、その陳情をかなえるためなのか、
一体どちらなんですか。そも、労働
金庫というものは、全国の労働者の金
融を何とか満たして行くということの
ための要請に基いて、現実に行われて
おる。従つてこの金庫が使えなくなれ
ば、これらの何百万という労働者は迷
惑を受ける、従つて庶民金融の道をつ
けてやる、これを保護育成するという
立場ならば、労働金庫によつてその金
融を受けておるところの全国の労働者
に対する保護、これもまた同等の立場
において考慮されねばならぬ。従いま
して、あなたが期待をされているなら
ば、労働金庫が通らない場合において
は、但書を付して、労働金庫に対して
はこれを適用せず、こういうふうはす
ればいいのである。〔そつちで修正し
たらいいじやないか〕と呼ぶ者あり〕
それとも一つの考え方でありませぬ。
〔笑〕しかしあなたは、そういう見解を
出されておられながら、期待しながら、

通らないという意見がここに行われて
いるにかかわらず、それに対して、そ
れは使えないという意見を固執されて
いるというよりはよろしくない。そう
いうように通らない見通しであれば、
あなたの方から、そういう迷惑を他人
に及ぼしてはいかぬから、通らない確
たる見通しがついた場合においては、
そういう但書の除外例をつくる用意が
ある、こういう答弁があつてしかるべ
きだと思ふ。それに対しての答弁をも
う一べん伺いたい。

○河野(通)政府委員 先ほど申し上げ
ました通りでありまして、政府当局と
してそういう除外規定を入れること
は、やはり限界がはつきりいたしませ
るので、この際それは見合せたい、か
ように考えます。

○有田(二)委員 私は、今黒金君のお
話になつたやみ金融の問題であります
が、業務停止という問題については、
十分慎重にやつてもらわなければなら
ぬことは、以前大阪にも信用金庫がで
きる前に、信用組合の業務停止をやつ
たのであります。その結果迷惑をした
のは預金者であります。結局大蔵省の
方が業務停止をしたからこうなつたの
で、責任は大蔵省にある、われわれの
方にあるんじやない、こういうような
意味合いにおいて、非常に迷惑を受け
た。従いまして、業務停止という処断
はまことにけつこうであります。そ
れまでに、今黒金さんがお話になつた
ように十分手を尽くして、一般の預金者
になるべく迷惑の少ない方法に、
ひとつ政府当局としては御協力を賜わ
りたいのです。しかもこれらの業者の
悪い点は、最もわれわれは遺憾に思
うのでありまして、ああいう月三分とか

いうようなふらち千万な誇大広告をし
て、こういう状態に陥つた彼らの行動
に対して、われわれはまづたく義憤を
感ずるものでありますけれども、しか
しながらこれが単に業務停止だけで解
決するものでない。事ここに至ります
までの大蔵省の責任も考えなければな
らぬ。もつと平素から監督を厳重にし
てもらいたい。検査部というものがあ
つて、部長以下相当の人間がある。し
かもあまり検査せぬでもないようなと
ころへ行つて検査をする。そうして夜
は、その銀行でこちそうになるという
ような事態が、全国に聞々あるのであ
ります。こういう銀行局の検査部は、
むしろやみ金融を今までにおいても十
分監督しておらなければならなかつ
たはずであります。今日こういう事態
が生れましたのは、一にかかつて銀行
局長並びに検査部の大きな責任であ
ると考えます。ですからこの点をお考
へ願つて、業務停止ということにつ
いては、黒金さんのお話になりましたよ
うに、他に影響することもお考へ願つ
て、月三分の欲を出したから少々損し
てもいいという一つの見方もあるかも
しれません。しかしながら、その罪
はむしろ月三分という誇大広告
をした方々にあると思ふ。ですから、
こういう人たちに對して十分やかまし
く言うていただくと同時に、大蔵省に
おいても、責任を痛感していただい
て、再びかかる事態の出ないように努
力していただきたいと思ひますが、銀
行局長の御所見を承りたい。

○河野(通)政府委員 高利息金融とい
う仕組みができてから三年の間放
置しておいて、今になつてあまり過激
な措置をとることは、大蔵省としては
非常に責任を感じなければならぬとい
う御説であります。私もその点につ
きましては、弁解をするつもりはござ
いせんので、今日に至りますまで、
何らか適切な行政措置をとるべきであ
つて、とらなかつたということにつ
きましては申訳ないと思つております。
ただこの点につきましては、先般も申
し上げたのであります。この貸金業
者、特に株主相互金庫という仕組みに
つきましては、法律上非常に疑義が多
い。いわば法律的には紙一重といつた
ような点がある。政府の關係各省の
問題について、法律上の結論を出した
に、実は一年有半かかつたのであり
ますが、そのためにこの問題に對する
結論が遅れ、従つてそれに対する処置
が遅れたことを、まことに申訳な
く存じておるのであります。事實は
今申し上げましたようなことに相なつ
ております。

それから業務停止という措置に今般
の貸金業者に関する限りは、先ほど御
説明申し上げましたように、とりあ
えずのところとしては、ただちに業務停
止という措置はとりませんでしたが、
業務停止という措置は、むしろ預金者
の迷惑を最小限度にとどめなければな
らぬという考えから実は出発してお
るのであります。それにいたしまして
も、もちろん迷惑がかかる場合はあり
得るのであります。つておいたなら
ば、さらにその迷惑は多く及ぶであ
らうということを懸念いたすがために
業務停止の措置をとるのであります。
もちろん私も人間であります。しか
ら、その判断に間違いが皆無である
は申しませぬけれども、業務停止とい

う措置は、決して預金者に迷惑をかけ
るために業務停止をするのではなくて、
迷惑を最小限度にとどめるためにやる
のだという御承知を願ひたいと思
います。

それから検査部の職員が検査に行つ
て、いろいろごちそうになるというよ
うなお話がありました。この点は、
私もごちそういつたことの絶対にな
いように心がけておられます。あるいは私
の目が届かぬ点があつて、おしかりを
受けるような事態がかりにあつたとい
たしますならば、これは非常に遺憾な
ことでありまして、今後ともそういう
ことの根絶を期するように努力いたし
たいと存じます。

○有田(二)委員 今検査部の人が地方
へ行つて飯を食うという話でありま
す。これはあるかないか調べてみなけ
ればわからぬのであります。これはは
るばる東京から検査に来られるのであ
りますし、どうしても来られると、一席
これを歓迎するのは人情であらうと思
ふのであります。しかしながら、検査部と
いうものは重大なる使命を帯びてお
るものでありますから、今銀行局長が
言われたように、ごちそうにならない
ことが原則だろつと思ひます。先般も
私は決算委員会において、約二年ほど
前でしたか、会計検査院の人がいな
かへ行つてごちそうになる、当時下岡
検査官に對しまして、これからこの官庁
を御検査しようとする会計検査院の人
がその官庁からごちそうになるというこ
とはけしからぬ、一体どういうわけ
でごちそうになるのかという質問をいた
しましたところが、地方の情勢をい
うる承るためにごちそうになる、教
えてもらうのじやないか、ごちそう
になるか、教えてもらう以上は、こつちが

ごちそうして教えてもらおうのがあたりまえである、以後そういうことがないようにといいことを嚴重に申しておいたのでありますが、その後やはり宇治の予備隊——今は保安隊になりましたが、そこで徹夜をして会計検査院の人に「ごちそうしておるといふような事態がありましたので、嚴重に注意をいたしましたのであります。現今では、会計検査院は各官庁に、本院の方から通達をもつて、いかなる名目といえども、会計検査官の館報はお断りするといふことを出しておるのであります。従いまして銀行局長から、これから検査をしようとするところの銀行、あるいは相互銀行、あるいは信用金庫に対して、いかなる名目といえども御館報にあずからぬようにしてもらいたいといふことを、銀行側にもその協力を銀行局長通達としてお出しになり、部下の監督はもろもろのこと、相手方に対してもそういうようにしていただきたいと思ふのであります。銀行局長の御所見を承りたい。

○河野(通)政府委員 私の行き届きません点はお許し願うといたしまして、検査官に対しては、たとえば昼食に弁当を出した場合にも金を払え、それから夜食は一切してはならぬ、これは嚴重に通達をいたしまして、私は守られていたものと思ひます。ただあるいは例外的にそういうものがあるといいたしますれば、これは私の監督の至らぬ点でありますので、おわびを申し上げざるを得ないと思ふのであります。また各金融機関に対しては、そういう通達は私は出しておりませんが、いろいろな会合が定期的にありますので、その際におきましては、常に私及び

検査部長は、そういうことをはつきり各金融機関に申し上げております。検査官自体も、もちろん注意しなければいけないけれども、金融機関として、そういうことは絶対にやつてもらつては困るといふことを、私はいろいろな機会に申し上げておりました。ただそのことが、現実において聞か破られるということがありますれば、これは私の至らぬ点でありますので、ここで深くおわびを申し上げます。

○淺香委員 まだ他に質問者もあるようです。きわめて簡単に二、三點伺つておきたいと思ひますが、今有田委員から、業務停止というふうなことになるれば預金者に非常に迷惑を及ぼす面があるから、相当慎重にやつてもらいたいという御意見に対して、局長からただいま答弁がありました。局長は、この問題は強力にひとつ調査を推し進めて行くといふことを、たしかこの委員会が言明なすつたのであります。ところが最近こういう関係の金融業者の方から、某方面を通じて、調査をやめさすべく策動しておるといふうわさをときどき聞くのであります。こういう事実があるかどうかといふことをこの際一応承り、同時にそれに対して今後の問題を——これはこの間言われしましたように、三年來の問題でありますので、依然として強力に調査を推し進めて行かれるお気持ちであるかどうかといふことを、この際伺つておきたいのであります。

○河野(通)政府委員 何か関係の業者の方から、検査その他の問題をチェックするような運動があるという話であります。私全然聞いておりませんが、私どもはそういうことの有無にかかわらず、たび／＼申し上げております。よきな既定の方針に従つて、検査すべきものは検査し、取締るべきものは嚴重に取締るつもりであります。

○淺香委員 委員長に申し上げますが、私は関連質問ではなく、通告をいたしておりましたので、ひとつそのつもりで質問させていただきます。今度通産委員会の方で取上げておりますところの中小企業金融公庫の問題であります。この前の国会においても、私も大蔵委員としては、通産の方でこれを取上げるということは金融体系が乱れるというので、相当抗議を申込んだ問題でありましたが、幸か不幸か今度も通産で取上げられるようになりまして、これをいまさら追究するのはありませんが、漏れ聞きますと、通産委員会の方では、この中小企業金融公庫が生れた場合に、資金の流し先を普通銀行とか開業銀行等々へは出さないように相互金融公庫とか、あるいは信用金庫とか、その他庶民を対象とするところの金融機関にこれを流させたいという意向があるかのように聞いておりますが、この問題について銀行局長はどうお考えになりますか。

○河野(通)政府委員 中小企業金融公庫ができましたあかつきにおきましては、原則として今お話のように、できるだけ能率をあげるために、直接貸しは避けて、一般の市中の各種の金融機関を利用する、代理貸しの形で利用するという方針にしております。

さてお示しの代理機関としてどういうものを選択するかという問題であります。私どもは、たとえば商工中金でありまつか、相互銀行でありますとか、信用金庫でありますとか、そういった中小金融の専門機関に重点を置きたいと思ひます。さればいつて、私どもは普通銀行をこの代理業務から排除することは考えておりません。と申しますのは、普通銀行、特に地方銀行等におきましては、やはり中小金融というものが相当のウェイトを占めております。地方銀行等におきましては、一件の金額百万円以下の貸出しが総件数の中の半分近くを占めておるはずであります。そういう点等から考えましても、普通銀行は大企業に対する金融だけを扱つておるとは申しかねるのであります。そこで地方銀行等につきましても、その分に応じて、やはり代理業務を認めて行くべきではないか。ただウェイトのかけ方をどうするかという問題につきましても、できるだけ中小企業の専門機関を活用して行くという方向に考えて参りたい。

○河野(通)政府委員 いわゆる第二封鎖預金、これは預金と言つておられますけれども、実は保険金等もあるわけでありまして、この一應再建整備法によつて打切られた第二封鎖預金の支払いにつきましても、去る昨年の秋でありましたか、冬でありましたが、いわゆる調整勘定という勘定がござりますが、その勘定の利益のうちから払えるものについては、中間的に第二封鎖の分配をしてよろしいといふことを指令いたしました。ただその場合には、将来にわたつて未確定要素が相当ありますので、たとえば渉外債務等において未確定要素が相当ありますので、その未確定要素に対しては、十分なるリザーブを置いておくといふ注意をしなければならぬといふ制限のもとに、第二封鎖預金の中間的な分配をいたしたのであります。大体現在まで銀行が——普通銀行が大部分でありまして、海外における渉外債権債務関係が非常に大きなウェイトを占めておられます銀行、これは主として大銀行であります。大銀行を除きましては、大体全部の銀行が、パーセンテージは違ひますけれども、よく払えたものは一〇〇%、金額を払いました。十分に払えなかつたところでも、三〇%なり四〇%程度のものは払つておられます。これは銀行の場合であります。保険会社あるいは相互銀行、信用金庫等におきましては、調整勘定の利益金があり十分でないといふことが一つ、それから政府から損失補償金を支給されておるま

○淺香委員 私ども、通産委員会の方で取上げておる問題に深くタツツして行くといふわけには行かぬのですが、ただいま申しましたように、普通銀行等はオミットして行こうという原因はどこにあるかといへば、普通銀行は、これを流したところで、債務の肩がおりとか、従来の得意先に貸し出すくらい程度の度であつて、中小企業を対象とした金庫の生れた趣旨に沿うようなこととは、おそらく今日までの経過を見てみた場合にできないといふのが、今の通産委員の皆さん方のお気持ちのようでありまして、この点、銀行局長としてひとつ今後御善処を願ひたいことを希望いたします。

すために、その補償金を返すことがまず先になるのでありますから、その補償金を返してもなおかつこれらの打切られた第二封鎖預金等を支払う余力がないものが非常に多いために、生命保険会社につきましては、全社まだ中間的な分配をいたしておりません。相互銀行、信用金庫等におきましては、ごく例外的なものが数社、数金庫第二封鎖預金の中間分配をいたした程度であります。大部分のものは、まだ利益も十分にございませぬので、分配をいたしておらぬ、こういうようなことに相なっております。今後におきましては、中間分配をいたします期限につきましては、別に制限を設けておりませぬので、今後調整勘定の利益益がいろいろな形で十分に入つて来る、たとえば有価証券がゼロでありましたところが、だん／＼に事業がよくなつて来て、それが値上りするとか、あるいは貸付金とれないと思つたところがとれるようになったとか、そういうことで、利益益がだん／＼に増加いたしました。第二封鎖預金もある程度払えるところということになりましたならば、この中間分配は出て参ると思つてあります。

○淺香委員 大体の経過なり、将来の見通しのお話を聞きましたが、いまだしく積極的にこれの促進をしていただきたいことを、特に銀行局長に希望するわけでありませぬ。こういう事情から市中のお方々、国民の大多数の方々は、現に銀行がどれだけでもかかるのかわからぬけれども、次から次へと銀行ができて行くあの状態は何だ、しかるにあの血の出るような金を第二封鎖として、現にほとんど今日まで焦げついで

ておるといふ不満が、相当ほうはいたすものがあると思つておられるのであります。その意味におきまして、政府が決して手をこまねいておるとは言ひませぬけれども、いまだしく内容にわたつて検討されまして、少しでも中間分配ができませんように、その促進方を特に局長に希望いたしておきます。

それから次に管財局長に伺います。問題の虎ノ門事件であります。これは政府の方におきましては、昨日ですか、一昨日ですか、省議を開いて相談をして、そしてその方針を決定したかのように新聞紙上で拝見いたしました。この間の省議における決定事項及びこの解決策について、何か成案ができておるといふのでしたら、ひとつ御報告願ひたいと思ひます。

○阪田政府委員 虎ノ門の土地につきましては、大蔵省が引継ぎを受けまして、その後その処置につきましてもいろいろ検討いたしましたわけでありませぬ。ただいまお話のように、一昨日省議を開きまして、方針を決定したわけでありませぬ。方針といたしましては、この土地については、エンバイヤモーター株式会社、国からの賃貸契約はもちろぬ、利用の許可とか、そういう何らの権限も受けておらないのに、建物、その他の施設を所有しておるといふ状態になつておられますので、その現状に基いて、会社に対して、施設を撤去して原状に回復して明け渡すように嚴重に要求することといたしました。なお東京都におきましては、この土地を公団地として国から借り受けまして、今回復して参つたわけでありませぬが、建物その他の施設がある状態のまま、撤去等の措置をとらないで、そのまま

返して参りましたので、東京都に対しては、要求する手続をとることといたしました。なおおつたような事情に對して、相手方がこれに應じないような場合も予想されますので、さような場合には、訴訟その他いろいろ行政的な措置も考えられるわけですが、そういう手続をとるところまで徹底的にやつて、これをひとつ明け渡しして返してもらうという趣旨を貫徹したい、かように決定いたしました。

それからあの土地の引継ぎを受けましたあと、そのまま利用させておるじやないかというお話もこの前伺いましたが、これにつきましても、貸付料をとるといふようなことをいたしますと、会社がそこを借りておるといふ事実を認めるような形になるわけでありませぬ。これは貸付料をとるといふのではなしに、あの土地の利用に對して、不当に使用したわけでありませぬから、弁償金を会社からとるといふような措置をとることといたしておられます。大体省議で参りましたのはさうなことでございませぬ。

○淺香委員 エンバイヤの不当使用に對して省議を開いたその内容を聞きましたが、はたして今おつしやるように、立ちのきの要求をいたしまして、コンクリートで建てたようなものも、そう簡単に要求に應じられるとは私どもには考えられませぬ。そういうことでは、ただ何と申してこれをうまく逃げたい／＼というふうなお考えがあるかのような善後策のように私どもも考えられるのであります。そういうふうにして省議でおきめになつた問題でありますし、さらにまた同僚委員からいろいろ御質問があるかと思ひますから、この程度にいたしたいと思ひます。

次に、この際ひとつ伺つておきたいことは、局長さんも御承知のように、大阪に香里という元火薬をつくつておつたところがあります。今から数箇月前に、ここで火薬の製造をさすといふことの話が通産省からありまして、地元の方からは、白だすきでいぶんたくさんの方が、反対陳情に見えたことと局長さんもよく御承知のはずだと思ひます。しかししてこの問題は、地元の非常な反対のために一応たな上げにするということになつたかのように聞いて、そのままたつておられますが、その後この問題のところを、保安庁あたりが火薬の保存庫に使いたいとかいひまして、調査をしておるといふことを耳にいたして居るので、そういう事実があるかないか。また香里の旧火薬廠の跡を国として近くどういふふう利用しようといふふうなお考えがあるか、この点を承つておきたいと思ひます。

○阪田政府委員 香里の火薬廠跡の問題につきましても、ただいまお話のありました通りであります。あの場所を火薬廠として利用しようといふような計画もございまして、また地元からはこれに對していろいろ反対の御意向もお聞きいたしておられます。現在どういたしましては、あの土地をどういふふう利用するか、まつたくまだ方針がきまつていないわけでありませぬ。なお保安庁の方から、何かあつた火薬の置場ですか、そういうものに利用しようといふ話があるかというお尋ねでありましたが、これは保安庁の方に聞いてみたわけではありませぬが、正式に

向うからそういうふうな話は参つておりませぬ。

○木原委員 この外資の受入に關する特別措置に關する法律案に關連して、愛知政務次官に二、三点伺ひするわけにございませぬ。

アメリカからの外資を導入するにつきて、一昨々年のあの講和条約成立當時、時の政府は相当金額、たとえば七億から八億ドルぐらいの外資の導入がなされるというふうな見込みのことを発表しておられたと記憶しておるのでございませぬが、にもかかわらず、今日まで入つて来た外資は、わずかに二千四百万ドルだとか、あるいは四千万ドルだとか、そういうふうなわずかな金額にしか達しておらないのであります。そこでそういうふうに入受れが非常に不振である原因、アメリカから外資が予想の通り入つて来ない理由といふものはどういふところに原因があるのか、その点を最初お尋ねいたします。

○愛知政府委員 講和条約の成立當時に、外資の導入について相当多額の見込があるといふことが伝えられたことは、私も承知しておりますが、政府としては有権的に、公式の声明として出たものはなかつたのではないかと思ひますが、それはともかくといたしまして、その後現在に至りますまで、外資の導入につきては御承知の通りと思ひます。たとえれば技術援助の契約の締結でありますとか、株式持分受益証券の取得でありますとか、あるいは債券の取得、債券の取得でありますとか、そういう種類にわたつて相当の程度の外資は入つております。しかしその

同時に伝えられておつた程度にはな

なかならない、その原因は那辺にあるか、こういうことでございますが、この点については、実は最近も三電力会社に対する世界銀行、あるいは輸出銀行からの外資の導入の話が相当具体的に進められておりますが、そのときに日本側の交渉に当りました人たちの話を総合いたしますと、やはりアメリカとしても、外資を日本へ導入するについては、いわゆるコーンシャルベイスでも申しますが、その債権が相当確実に確保され、償還が確実であり、またそれによつて日本の外資を入れる所期の目的が十分に達せられるかどうかという点について、慎重に、非常に綿密な調査をするということが、今さらのごとくでありますが、非常にはつきりわかつていたのでございまして、要するに日本側の受入れ態勢、あるいはそれに対する貸してくれる方のアメリカ側の見方なり、懸念なりが、きわめて具体的であり、綿密な調査でありますだけに、なか／＼こちらが漠然と期待したようには入つて来ないというのが、偽らざる現状ではないかと思ふのであります。

○本原委員 それでは今後外資が、どれくらいの金額で、どういうような企業、もしくは産業方面に入つて来る予定であるか、もし予定が立つておるならば、政府の計画をお尋ねしたいと思います。

○愛知政府委員 将来にわたりましたどの程度の外資が入つて来るであろうかという見通しを、的確に申し上げることは非常に困難だと思ふのでありますが、この機会にさしあたりの、当面しているところで、こちら側が期待しております点を簡単に申し上げます。

たいと思うのであります。それはまず電力の關係につきまして、昨年の九月以来約四千万ドルの外資の借入れにつきまして、三つの電力会社から政府側も連絡を受け、また政府側もこれを受けまして、それ以来ワシントンにおきまして、現地の大使館、それから開港銀行及び電力会社の当局者が借入れの折衝にずつと当つて参りました。当方といたしましては、輸出入銀行等に対して十分に説明をいたしておるのであります。米側としては、その後いろいろの経緯がございまして、いつその契約をしてくれるところまでは最終的に行つておりませんが、大体において、成立の見込みは十分あるというふうな私ども観測いたしております。

それからまた別の例で申し上げますと、棉花借款でございますが昨年度に引き続きまして、ワシントンの輸出入銀行から、四千万ドルの棉花借款を行うことになりまして、その方は五月中旬に、日本銀行とワシントンの輸出入銀行との間に契約の調印ができたような次第でございまして、かくのごとく、具体的問題につきましては、従前期待いたしているような問題がまずだんだんにケース・バイ・ケースに進展をしておる状況でございまして。

○本原委員 今日まで入つて来た外資がどういふ方面に入られられておるかということ、書面で提出されるということでしたが、わかつておりますれば、ちよつとお伺いしたいのです。

○愛知政府委員 書類でお出しいたしますものは、今用意しております。月曜日にでもお手元に配ることになつております。その概略を申し上げます。

と、昭和二十五年の六月に外資に関する法律を制定いたして以来、外資の導入の促進をはかつておりますことは御承知の通りでございますが、本年の四月末における実績を申し上げますと、先ほどもちよつと申し上げましたが、技術援助契約の締結が件数にいたしまして二百六十四件ございまして、それから株式持分等の關係は、金額で申しまして約百七億円、それから社債、貸付金債権の取得は百三十八億円、こういうふうにお技術援助の關係におきましては、金額ではつきり現在高を明確にすることは困難でございますが、かりに支払うべき技術援助料を、利子を考へ、それから技術を十年間、この果実を得る元本を考へて、年利五分の複利計算と仮定して元本を計算してみますと、約六百三十一億円の金額に相当する。大体こういうふうな条件になつているのでございまして。

○本原委員 われ／＼は、現在、日本に対してのアメリカの態度は、日本を軍事的植民地として支配しているというふうな規定づけられているのでございまして。従いまして、これまでのアメリカから入つて来ておる外資というのは、主として軍事的に使われるところの石油だとか、あるいは重電機だとか、そういうものにと主として資本が入つて来ておるようでございますが、そういたしますと、これから先アメリカから導入せられる外資というものは、結局アメリカの軍事的支配というものに支配されて、そういう方面にこの外資が片寄る傾向がありはせぬかということ、これを非常に心配しているのをごさいます。その点に対する見通しはいかがですか。

○愛知政府委員 私は、今お話の前提につきましては考え方が違ふのでありますが、それはともかくといたしまして、こちら側としても、外資の導入としても、不必要なものは借りる必要は全然ないのでございまして、やはり電力を初め、基幹的な基礎産業の關係においてなるべく有利な条件で借りた。いらぬものについては借りたり、あるいは政治上、軍事上等の義務を附帯されるような外資の借り方はいたしたくないということを、私どもとしては基本的な方針としておるつもりでございます。今後におきまして、日本側として絶対に必要であり、かつそれらの基幹産業の發展に資するような技術であるとか、機械であるとか、こういうものを買うのに必要なようなものであるとか、あるいはまた期間が非常に長く、金利が安いような金を借りるといふことをあくまで重点に置いて考へまして、御心配のような点は万々起らないようにいたしたいと思ひますし、またそれが当然のことだと思つておるわけでありまして。

○本原委員 政府が考へるようなそういう平和産業的なものに対してはアメリカ側の方でも外資を投入して来るようにはわれ／＼として考へられぬのであるが、今日まで外資が、政府の呼び声が高かつたにかかわらず比較的政府の予想通りアメリカからの資金が入つて来なかつたのは、アメリカの意向としては軍事的に對する投資だけ考へている、そういう制約を受けておつたがために、今まではかばかしく外資が入つて来なかつたというふうな考へるのであるが、この見通しを立てば将来のアメリカの外資導入というものについてわれ／＼としては非常に警戒をしなければならぬのであるが、これに対する政府はどういふ見解を持つておられるか。

○愛知政府委員 その点は私どもはこゝろ考へておるのであります。たとへば昭和二十五年六月であつたと記憶いたしますが外資法が制定され、その後二回ほどにわたつてこれに修正を加えていただけおりましたが、この外資法の立て方、制定の仕方から申しまして、十分日本側で借りるか借りないかということについては自主的にこちら側がきめるべき問題でございまして、いわゆるアンデュー・インフルエンスによつて、借りたくない金を借りるといふことはこちら側の態度にかかつておるわけでございますから、万々御心配の点はないと存じます。

それから先ほど申しました点にさらちよつとつけ加えて申し上げたいと思ひますのは、たとえば今当面いたしております問題でほとんど具体的な見込みがついておるものは先ほど申しましたように電力の問題でございまして、電力は何といつても今の日本の経済自立上動力源をできるだけ急速に豊富にしなければならぬ。これは私ども見解では民生の安定に何よりも必要なことだと考へるのであります。それについて御承知のように世界開港銀行との間の交渉におきまして、最も緊要度の高い電源の開発ということにさしあたり日本側としては最重点を置きたいということを終始一貫交渉の内容にいたしておりますわけで、その關係で佐久間、上樺葉ほか一箇所につきまして、今後三年間でいけば合計一億二千万ドルの融資を受けたいという

すか。もしくは輸出入双方に対して為替取扱いを認めるわけですか、この点を伺っておきます。

○河野(通)政府委員 これは先般も御説明申し上げたのでありますが、開業銀行を外為銀行といたしますのは、その業務を営むための最小限度でございます。本来の外為銀行がやっておりますような、貿易金融についてやることは考えておりません。今お話のような送金の場合、もう一点は、近く事情が許すならば、私はやはり開業銀行にこういつた種類の重要な物資、設備とか機械とかプラントの輸入にあたりましては、外貨貸付を開業銀行に認めたらどうか、そうして外貨貸付をいたします場合には、その外貨を外為会計、政府の会計から借りたり売つてもらつたりしなければならぬ、売買をいたします場合には、円資金がいきます。ところが借りる場合には、円資金なしで外貨がそのまま使えるわけでありまして、そのうちからいいますと、外貨を外為会計から借りるような道を開くことにいたしましたためには、どうして外国為替銀行にならないとできないといつたような点がありますので、そういった必要最小限度のことをやらせるのでありまして、一般の為替業務をやるものではございません。

○宮米地委員 その場合に、為替相場の中に売り為替、買い為替等の手数料が入るわけですが、これは一般為替の手数料に支払つて行くわけですか、もしくは開業銀行が特殊のものをとるといふお考えでありますか。

○河野(通)政府委員 まだこの点も、実は細目でございますので、十分に検討いたしておりますが、売買為替の

レートは、原則は大体一般と同じだと思ひます。しかし特別の事情があつたら、これを開業銀行の場合に限つてかゝることもできますけれども、この点は、実は具体的に検討いたしておりませんので、はつきり申し上げられません。

○千葉委員 閣下は春日君。春日委員 閣下は春日君が、管財局長にお伺いしますが、数日前に賠償機械の中小企業への新旧交換に下げに、業者から、その差金を二週間以内か三週間以内に納めなければならぬ、しかしながら今金がないので、五箇年間の分割にしたい、それとどういふ陳情が出されておつて、それをひとつ何とか善処してもらいたいという要請のところ、いづれ調査の上回答するというところで本日に至つておられますが、それはその後どうなつておられますか。交換がどん／＼進捗しておりますから、遅れるのと何にもならないことになつてしまつたので、陳情の趣旨が通らないことになつちやうです。

○阪田政府委員 この交換差金の問題であります。これにつきましては、固有財産法あるいは固有財産特別措置法に延納の規定がありまして、ある程度の金額、大規模のものにつきましては、一定基準に従ひまして延納ができることになつておるわけでありまして、ただ金額の非常にわずかなもの等につきましては、現在この延納の規定を適用してないわけでありまして、具体的などの程度の差金につきまして、どういふような問題になつておられますか。つきりいたしません。具体的な問題を伺ひまして、適当な措置をとるよう

にひとつ検討してみたい、かように考へております。

○春日委員 今おつしやいました法律は、同時に多数の中小商工業者がそ

ういふような金を納付するという状態をあらかじめ想定してできた法律ではないので、やはりどういふ新しい事態に即応した法律改正も必要であるかと考へます。現実にはこの中小企業の生産の合理化とか、保護育成という意味でこの措置が行われたのであります。措置をしていただかなくてはならぬと思ひます。金額は零細だと思ひますけれども、割当を受けた業者の中には、百万とか百五十万とかいうような金額が、全国においてはおそろく何千件かにわたるものだろうと思つておられます。御承知の通り、これらの諸君はその金を調達することのために非常に困つておる。せつかく御親切に機械がただけで、自分の工場が合理化されて行くのだが、しかしながらその金を調達するために、さらに高利の金を借りねばならぬ。だからせつかく御親切な御配慮だから、金の納付方法についてひとつ親心をさらに示していただきたいと思ひます。たしか陳情の骨子だつたと思ひます。現在その交換が進捗されておりますので、あまり長く御研究願つておきますと、二週間か三週間以内に納付しなければならぬという規定に従つて、彼らは非常に無理な調子をしなければならぬ状態に置かれておるのであります。どうかひとつ月曜日までぐらゐに、たしかそれぞ

れ地方自治団体の決議を持つて陳情書はお手元に行つておると思ひますから、一べん御協議の上、適当に御措置を願つて、その結果を次の委員会あた

りて御明示を願ひたいと思ひます。

○小川(豊)委員 時間が経過しておられますから、ごく簡単に二点だけお尋ねしたいと思ひます。所得税の問題でもつて農作物が非常な被害を受けたことは御承知の通りでございます。そのために農家の経済が非常に苦難に立たされておる。こういうことから、政府でも共済制度を活用して、この救済に當つておるわけですが、この基金は非常に少ない。少いからどうにもならないような状態である。こういうことを一応念頭に置いて、私お尋ねしたいと思ふのは、この共済金に対してさらに課税をするというところ、左手でぶらなぐつてしまふ、こういうような形ではないか。しかもこの共済金に対する課税は、各税務署がまだその意見を統一しておらないというような形があつて、その税務署ごとに、税務署と納税者との間には各地でかなり異なつた問題を起しておる。従つてこの共済金に対する課税は、政府としては統一して通達してあるのかないのかという問題と、それからこの共済金を課税対象とするならば、税法上ではどんな規定でこれに課税をするのか、この点をひとつお伺ひしたい。

○渡邊政府委員 税法の建前からいいますと、やはり一応農業を営んでおられますその関連におきまして入つて来る金であるという意味におきまして、収入金額を算入するということになつておられます。ただ、一応収入金額には算入されませんが、片方には、必要経費を差し引いた残りが所得になるわけでございますから、もし損害額に依つて支給されま

す共済の金が、肥料代でありま

すとか、そうした必要経費に満たない場合におきましては、もちろん課税になる所得は全然ございませんし、またそれがあつた場合におきましても、基礎控除、扶養控除といったような範囲内でございますれば、もちろん課税にならぬわけでございます。今お話の

ように各税務署で解釈がまち／＼だといふことではございますが、一応政府といたしましては、その金は農業関係の収入金額に入るのだという通達は出してございます。

○小川(豊)委員 この問題は、たとえば畑一反歩が取種皆無であつた場合に、共済金は三千二百円なんです。ところが普通の作柄ならば、二石やそこらのものはとれておる。しかも三千二百円という共済金はないにもかかわらず、その共済金に課税することがそれではいいか悪いか、どうお思ひになるかというのです。

○渡邊政府委員 いろいろな事情がござい

ますから、はつきり全部が全部と申しかねるかと思ひますが、今のお話のような実情であれば、当然畑の方に必要経費が足りないんあるわけでございますから、結局三千二百円というのは必要経費を補うにかつ／＼といひますか、場合によつては足りない場合もあるうといふように思われますから、一応課税の建前として収入金額には入れてござい

ますが、それが課税所得の方へ出て来て課税になるといつたような事例は、非常に少ないといひますか、万々あるまいじやないか、かように実は考えられるのでございます。

○小川(豊)委員 この問題はもう一回あつてお尋ねをいたします。

次に、法人税の問題です。協同組合に対しては法人税を免除する御意思が
おありかどうか、こういうことをお聞
きしたいと思うのです。協同組合と申
しましたも、農業協同組合、あるいは
漁業協同組合、生活協同組合等いろ
ろありますが、戦前には漁業協同組
合、あるいは生活協同組合というよう
なものは、今日のように体系づけられ
た協同組合ではなかつたかもしれませ
ん。けれども、たとえば農業協同組合
のようなものは、名前はわかつており
ますが、産業組合の形で、当時の落ち
込んで行く農家の経済のために非常
に努力をし、その功績を残しておる。
こういうことで、政府は農業政策の
根幹としての産業組合を認めて、こ
れに対しては法人税は免除しておつ
たわけでありませう。ところが昭和十
五年に支那事変が拡大して来まして、
そういうことから、国家財政の緊迫
の状態にかんがみて、これに苛与す
るといふことで、昭和十五年三月二
十九日だと思いましたが、特別法人
税法を設けて、産業組合にも課税す
ることになつたけれども、その当時
においてこういうことが規定してある
のです。本法による特別法人税の賦課
は、支那事変終了の年の翌年、十二
月三十一日までを終了する事業年度限
りとする、こういうふうに規定が明記
してあるのではありませんが、これが終戦
後廃止されなければならず、さら
にシャッブ税制においては、これが一
般法人と同様に課税されるようになって
た。しかもこの税率も、四二%と三
五%になつて、非常にこの差が小さく
なつて来ておる。協同組合の性格は、
御承知のようにこれは営利法人ではな

いのであつて、そういうことから、
この社会的な性格というものを考え
て、協同組合等に対してはこの法人税
を免除するのが適当じゃないか、こう
いうふうに考えるが、政府でそういう
意思があるのかどうだろうか、これを
お尋ねしておきたいと思ひます。
○渡邊政府委員 特別法人税ができた
話の通りで、われ／＼もよく承知して
おります。ただ、その後のいろいろな
事情の変化ということだろうと思ひ
ますが、特別法人税は廃止されました
が、現在のような姿におきまして、法
人税の中に統合されていくわけござ
います。今後どう検討して行くべきかとい
うことについては、われ／＼も一つの大き
な課題として考えて行きたいと思ひ
ます。まあいろいろ考えられるわけ
でございますが、産業組合当時いろ／＼
議論されておりましたのは、結局産業
組合のその仕事というものは、それを構
成している組合員の仕事である。従
いまして、産業組合の方にある程度の剩
余金が出ましても、それは結局組合員
のふところに入るものだから、従
つて産業組合でも課税するのはお
かしいじゃないか、こういうふうな
御議論もございまして、その当時いろ
いろ農林省と大蔵省と折衝しました結
果、御承知のように、事業分量に応じ
た剰余金の分配という点につきましては
は、これは決算をしたあとで、事業分
量に依じた剰余金を分配しました後に
おきまして、これは剰余金から控除
したところによりまして、一応課税の
対象となる剰余金を算定する。こうい
つたようなことで、大体課税の建前は

とつてはおりまして、産業組合に対
する課税というふうなものについて
は、あまり大きな負担にならぬような
実情にあつたと思つてございませう。
ところが最近の実情を見て参ります
と、多少そうした考え方がわかつて来
たのじゃないかと思ひます。と申しま
すのは、前回の国会でも御指摘がござ
いまして、協同組合法の中に、たと
えば二分の一に達するまでは、会社の
法定積立金に相当するようない剰余金
の十分の一ずつを積立てなければなら
ぬという規定があつて、協同組合とい
ふものについて従来考えられておられ
ました性格あるいは農林省方面からわれ
われが聞かされておりました産業組合
の性格というものに対して、多分に協
同組合の一つの独立した人格を感づた
ような考え方が入つて来ているのじや
ないかと思はれるような規定が、そこ
に出て来たわけでありませう。そのゆゑ
に、昔のような産業組合の考え方で
ございまして、大体事業分量に依じた分
配ということでもつて終つて、そう課
税になるような剰余金が出て来ないわ
けでございませうが、最近は一種の法定
積立てのような過程をとつておられま
す。ここに、課税の問題が出て来るとい
う問題があるわけでございます。同時に
現在の法人税の性格と、これは前回か
らいろいろお話し申し上げております
が、大分かわつて来ている面もござい
ますので、今後の問題としてこれをど
う考へて行くかというところについて
は、実はいろいろほかの税制一般の問
題として取上げて行きたいと思つてお
ります。さしあたりといひまして

は、そういう点も考慮いたしましたして、
現在は、普通の法人の場合には四割二
分に対しまして、農業協同組合の場合
には御承知のように三割五分になつて
いる。この間、差がはたしてこれでい
いか悪いのか、もし課税するとして
もいろいろ問題はあつて思つてござ
います。さしあたりといひましたし
てわれ／＼の方としては、大臣も本会
議で申し上げましたように、税制全般
に対しまして中央、地方を通じて検討
してみようという課題がございませう
で、実はこの一環として、この問題も
検討さしていただきたいと思ひま
す。
○小川(豊)委員 農業協同組合の場合
ですが、実は、たとえば供出等は、農
業協同組合がやる仕事よりも、政府が
やらなければならない仕事であるが、
そういうことを堂々と農業協同組合が
刻明に努力を払つて果しておるとい
うようなことから、農業協同組合等に対
しては、再建整備法をつくらせて政府が
助成をしてゐる。こういうことから考
えても、これに対して課税をすること
はどうかというふうなわれ／＼は思つ
ておるのでありますが、この問題は私
ももう四、五年前お尋ねしたい点があり
ます。けれども、非常に時間もたつて
いますので、次に譲つてつこうでありま
す。
○千葉委員 関連して内藤君に許し
ます。

は、御遠慮なさる必要はないと思
ふのです。農業協同組合といふものは、
今お話のように、もしこれがなかつた
らどうなさるのですか。供米のことな
ども、たいへんな役人を置かなければ
ならないのではないかと思ふのです。
ことにお話のように、一方においては
再建整備法を——近く整備促進法とい
うものができるのでありますが、そう
やつて一方においては金をやつてお
いて、一方から取上げて行くというや
うなりくつに合わないことが残つてお
ることば、どう考へてもこれはいか
ぬと思ふ。ことに地方税におきまし
て、特別措置を講ぜられまして、とに
かく準備金を積立金から出さうとい
うので、四分の一に相当するまでは税を
かけないのだといふことなんですか。だ
から国税においては、そこまで何とか
しなければならぬのじやないかと思
ふのです。だからそんなよいことを
御心配なさらないでもらいた。実は
私も、今度ひとつ修正申し上げた
いといふ腹なんでありませうが、もし
そういう話が出ましたら、決してこだわ
らずに、ただわかつたとおつしやつ
ていた方がいいのであります。そうす
れば、われ／＼はよけいな質問をしない
でさつさと法律を上げるのでありませ
うが、こうなつたら必ず修正いたしま
す。これは手当だ野郎だといふような
區別はないのでありますから、どうか
その点は、あらかじめお含み置きをい
ただきたいと思ひます。
○渡邊政府委員 どうも、内藤委員か
ら宣言を受けてしまひまして、私から
何も申し上げることはないのであり
ますが、われ／＼の方といひましたし
ては、今内藤委員のお話のよう点も、

やはりいろいろ考えてみなければならぬ問題の一つだと、実は思っております。協同組合的なものいろいろございませぬから、たとえば農業協同組合がそうなた場合に、ほかはどうなるかというふうな問題もあるわけございませぬ。従いまして、全面的にたたいかぬいかぬと言ふことが能だとは思つておりませぬが、いろいろな関連した事項があるということ、とつくり突は考えてみたいと思つております。今お話のございました再建整備の問題も、これも実はわれわれの方でよく考えております。ただ、再建整備の問題は、これはもう内藤先生御承知の通りでございますが、最近の農業協同組合は、非常に自由設立の主義をとつておりまして、政府の監督があまりいらぬような主義をとつております。これは、戦後一時そういう考え方が出て、そのために非常に楽にできるので、割合に赤字のあるような組合までできてしまつて、その善後措置といたつて、今度農林省で提案しようとしております。県連等の場合におきましても、税に

の一方で税金をかけたこの規定のあることも存じておりますが、ただどうもどうも趣旨であらう規定ができておるのか、実は私にはよくのみ込めないのであります。その辺もございませぬので、いろいろ御意見もうかがわしていただき、私の考えておることも申し上げて、その御検討願いたいと思ひます。

○内藤委員 その四分の一の数字的根拠については、私の方に数字がありませんから、あとで差上げますが、いままら他人行儀なことをおつしやらなくても、あなたは十分御存じのことと思ひます。決して私は架空なことを申し上げたのではありませんで、非常に遺憾して申し上げたのですから、その点ひとつよろしく御了承願ひます。

○千葉委員長 本日は午後一時から本会議がございませぬので、この程度で散会いたします。なお次会は三十日午前十時から開会いたします。

午後零時五十二分散会

いてのある程度の特例をつくるということ、これはわれわれも事情もわかつておりますので、まああつてございませぬと、いろいろに考えておるわけございませぬが、結局その趣旨は、一応とにかく再建整備して出資するのだから、それまでは税金をとれば、それはけつこうだといふふうな考えておるわけでありまして、片方の協同組合に対する課税の問題と、もう矛盾する考え方はないかと私としては考えておるわけでありまして、いろいろ問題のあることとはよく存じております。事業税の方でもつて、お話のように資本金の四分

昭和二十八年六月三十日印刷

昭和二十八年七月一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局